

「下水道管路更生管理技士資格制度規定」の現行と一部改訂(案)の対比表

現 行	一 部 改 訂 (案)	備 考
<p>「下水道管路更生管理技士資格制度規定（平成29年4月改訂）」</p> <p>第5条（資格取得者）</p> <p>第8条（受験資格） 受験者は、次の条件を満たしている者とする。 （1）対象資格保有者又は実務経験保有を有する者 対象となる資格 一級土木施工管理技士 一級建設機械施工技士 技術士（該当する技術部門は別に定める細則による。） 二級土木施工管理技士（該当する工事の種別は別に定める細則による。） 二級建設機械施工技士（該当する工事の種別は別に定める細則による。） 実務経験の場合 土木工事10年以上で且つ2件以上の管路更生工事の実務経験者 （所属する会社による実務経験の証明による。）</p> <p>第21条（資格者証の取り消し） 不正行為、重大な過失、不正使用があった場合は、資格者証を取り消す。</p>	<p>「下水道管路更生管理技士資格制度規定（平成29年4月改訂）の一部改訂」</p> <p>第5条（認定の取り消し） 当協会が認定した有資格者に不正行為や重大な過失、資格の不正使用があった場合には、当協会会長は当該資格者の資格の認定を取り消しすることができる。 2 当協会会長は、資格試験委員会の調査および審議の結果に基づき、前項の資格の取り消しを行う。ただし、当協会会長が緊急を要するとみとめたときはこの限りではないが、この場合においても、取り消しを行った旨およびその理由を資格試験委員会に報告し了承を得ることとする。</p> <p>第6条（資格取得者）</p> <p>第9条（受験資格） 受験者は、次の条件を満たしている者とする。 （1）対象資格保有者又は実務経験保有を有する者 対象となる資格 一級土木施工管理技士 一級建設機械施工技士 技術士（該当する技術部門は別に定める細則による。） 二級土木施工管理技士（該当する工事の種別は別に定める細則による。） 二級建設機械施工技士（該当する工事の種別は別に定める細則による。） 実務経験の場合 土木工事10年以上で且つ2件以上の管路更生工事の実務経験者 （所属する会社による実務経験の証明による。） （2）第5条の規定により認定を取り消された場合には、認定取り消しの日から2年以上を経過した者</p> <p>第22条（資格者証の返納） 資格を喪失した場合においては、当該資格者の資格者証を返納するものとする。</p>	